

○二本松市公共事業評価実施要綱

平成17年12月1日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共事業を取り巻く状況変化に的確に対応し、公共事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共事業の範囲)

第2条 評価の対象となる公共事業の範囲は、市又は市が支援する団体等が事業主体となって実施する国庫補助事業、県補助事業及び市単独事業で、普通建設事業又は普通会計以外の会計に係る建設事業に該当する事業とする。

(評価の対象事業)

第3条 継続中の事業については、次の各号のいずれかに該当するものを評価の対象とする。

- (1) 事業採択(事業費が予算化された時点をいう。以下同じ。)から5年を経過した時点で未着工(用地買収及び工事のいずれにも着手していないものをいう。以下同じ。)の事業
- (2) 事業採択から一定期間(5年(予定事業実施期間が5年を超える事業で、5年経過時点で進捗率に問題がない事業については10年)とする。以下同じ。)を経過した時点で継続中の事業(評価を行おうとする年度に完了する事業を除く。)
- (3) 評価実施からおおむね5年を経過した時点で継続中の事業(評価を行おうとする年度に完了する事業を除く。)
- (4) 計画変更を行おうとする事業(軽微なものを除く。)
- (5) その他社会経済情勢の急激な変化等により評価を実施する必要性が生じた事業

2 新規事業については、事業費を新たに予算化しようとする事業を評価の対象とする。

3 前2項の規定のほか、国庫補助事業にあつては、当該事業を所管する省庁からこの要綱の定めと異なる対象事業要件が通知された場合は、通知された要件に該当する事業も対象とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、評価の対象としない。

- (1) 維持管理に係る事業
- (2) 災害復旧事業
- (3) 備品購入事業等

- (4) 局部的な改良事業
- (5) 事業費が2億円未満の事業
- (6) その他前各号に準ずる事業

(評価の時期)

第4条 継続中の事業の評価の時期は、次のとおりとする。

- (1) 事業採択から5年を経過した時点で未着工の事業にあつては、当該事業の事業採択の日から起算して5年を経過した日の属する年度とする。
 - (2) 事業採択から一定期間を経過した時点で継続中の事業にあつては、当該事業の事業採択の日から起算して一定期間を経過した日の属する年度とする。
 - (3) 評価実施からおおむね5年を経過した時点で継続中の事業にあつては、適宜速やかに実施する。
 - (4) その他社会情勢の急激な変化等により評価を実施する必要性が生じた事業にあつては、適宜速やかに実施する。
- 2 新規事業の評価の時期は、当該事業に係る予算計上を行おうとする年度の前年度とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、国庫補助事業等にあつては、当該事業を所管する省庁等からこの要綱の定めと異なる評価の時期が通知された場合は、通知された時期にも評価を行うことを原則とする。
- 4 前3項の規定に基づき評価を実施するに当たっては、予算編成との関連に留意するものとする。

(評価の視点)

第5条 評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

- (1) 継続中の事業
 - ア 事業の進捗状況
 - イ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - ウ 地元住民、受益対象者及び関係機関の意向
 - エ 事業採択時の費用対効果分析等の要因の変化
 - オ コスト縮減及び代替案立案の可能性
- (2) 新規事業
 - ア 事業を巡る社会経済情勢の状況
 - イ 費用対効果分析等
 - ウ コスト縮減等の可能性
 - エ 国、県、市又は民間との役割分担

(評価の実施)

- 第6条 事業を所管する各部課等は、対象事業に該当する事業がある場合には、評価の実施のため必要な資料を添えて、第8条に定める二本松市公共事業評価幹事会へ報告する。
- 2 二本松市公共事業評価幹事会は、対象事業の選定及び内部評価を行い、庁議へ付議し、対応方針(案)を作成する。
- 3 次条に定める二本松市公共事業評価委員会は、市が提出した対象事業に係る対応方針(案)について審議を行い、市長に意見の具申を行うものとする。
- 4 市長は、二本松市公共事業評価委員会から具申のあった意見を尊重して再評価を行い、対応方針を決定する。

(二本松市公共事業評価委員会)

- 第7条 市は、公共事業の評価に当たり、二本松市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(二本松市公共事業評価幹事会)

- 第8条 市は、公共事業の評価作業を着実かつ円滑に推進するため、二本松市公共事業評価幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。
- 2 幹事会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(公表)

- 第9条 第6条第4項の規定により決定した対応方針は、委員会の評価結果とともに公表する。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。